

中間整理の骨子案 ～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組

割賦販売法においては、これまで、社会環境の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保とのバランスを取りつつ、法体系を構成してきた。

平成 28 年改正では、クレジットカード情報の漏えいや不正利用を防止する観点から、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設・加盟店調査等の義務付けを行うとともに、決済端末の IC 化等の加盟店におけるセキュリティ対策を義務付け、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置を講じた。

2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方

近時、ICT 技術の進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリや QR コード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。特に、FinTech 企業によるサービスの拡大や、決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

また、テクノロジーの進化に伴い、ビッグデータの取得・AI 等による高度な分析など、決済分野でも、技術・データを活用した事業展開が可能となっている。

こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される。

一方で、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれず、また、画一的な規制は新たな技術革新を阻害するおそれも指摘されている。

このため、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

3. 未来投資会議からの要請

平成 30 年 11 月に公表された未来投資会議の「経済政策の方向性に関する中間整理」では、決済法制に関し、機能別・横断的な法制へと見直すことを通じ、FinTech 企業等の新規事業者の参入を促進していくことが求められている。

第2章 具体的な見直しの方向性

1. リスクベース・アプローチの導入

テクノロジーの進化を背景に、少額サービスや高度なリスク管理手法を活用したサービスなど、決済サービス・主体が多様化しており、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。

今般の検討では、画一的な規制となっている行政規制（行為規制等）をリスクベース・アプローチの適用の検討対象とする。具体的には、行政規制として、支払可能見込額調査、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務、クレジットカード番号等の適切管理、取引条件の表示義務・書面交付義務、苦情処理、登録、資本要件、体制整備といった規制があるが、これらのうち必要なものについて、リスクベース・アプローチを適用することとする。今後、具体的な制度のあり方を整理し、制度化を図る。

2. 技術・データを活用した消費者保護の精緻化（与信審査における性能規定の導入）

技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、「性能規定」の考え方に基づいて、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができることとする。

性能規定の適用にあたっては、当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、例えば、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする。

また、購入履歴等のビッグデータ・AI 分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査については、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当である（使用することはできる）。

指定信用情報機関への信用情報の登録義務については、少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、当該義務を課さないこととし、それ以外の場合については、引き続き当該義務を課すことが適当である。

3. 決済横断法制

国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。

一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、まずは、FinTech 企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進するため、関係各法における少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入などにより、ビジネス環境を整備していくことが必要である。

4. 決済情報の利活用

オープンイノベーションを推進し、新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進すべく、クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めることが必要と考えられる。

5. RegTech/SupTech

経済産業省では、平成 30 年度に「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」を開催し、国内外の政府・民間企業の動向を整理し目指すべき

将来像を設定するとともに、RegTech/SupTech の導入に向けたロードマップの基本枠組みを策定したところであり、当小委員会としても、この検討会のとりまとめに沿って今後取組が進められることを期待したい。

6. 時代の要請を受けた消費者保護の課題

①新成年への対応

事業者の未成年者との契約に対する自主的な取組や日本クレジット協会における取組などについて、今般の見直しに対するセーフティネットとしての観点も踏まえつつ、更に充実していくことが必要である。

②取引条件の表示や書面の交付等の電子化

包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付は、現行法上、利用者が承諾した場合に限り電子メール等を利用することが可能とされており、原則書面で交付することとなっている。これについて、加盟店の場合と同様、事前の承諾がない場合にも、原則として電子メール等の方法を利用することができるようにすることが適切である。

更に、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の書面交付に関し、カード媒体を使用しないスマートフォン・パソコン完結型のサービスについては完全電子化するという点についても検討を深める必要がある。